



# 就職氷河期世代対策について

日本労働組合総連合会  
総合政策局



## 3年＋2年の氷河期世代支援に対して

### ● 連合「要求と提言」

各施策の検証分析をふまえた効果的な支援としていくことが重要。

求人の開拓や、資格の取得などを含めた教育訓練をより充実させるとともに、個人のニーズに沿った就職に向けたマッチングを強化すべき。

### ● 氷河期世代の推進に向けた全国プラットフォームでの発言

年齢にかかわらず全ての人が地域社会とつながりを持って、はたらき暮らせることは、地域の持続性、本人の健康維持、ひいては社会保障の基盤となる。

再び「就職氷河期世代」を生じさせないための、恒常的なセーフティネット、支援の仕組みを組み込むべき。

「数ありき」の就労支援とすべきでない。（人手不足感が強い中、人材供給の観点だけが先行すれば、本人が希望する業種・職種への就労、個々人の能力が活かせる就労が困難となりかねない。時間をかけた丁寧な対応が重要。）

60歳以降も就労可能な資格取得が大切。

就労後の早期離職を回避し、政策効果をたかめるための手厚い支援が必要。

**連合は就職氷河期世代の抱える課題の解決に向け一緒に汗を流していきたい。**

## (参考) 就職氷河期世代支援プログラム (3年間の集中支援プログラム) の概要

### 基本認識

### < 政府挙げての本格的支援プログラム >

骨太方針2019 (令和元年6月21日閣議決定) においてとりまとめ

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っている。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

(全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で)

- 就職氷河期世代が抱える固有の課題 (希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等) や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、**地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。**
- 支援対象としては、**正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者 (少なくとも50万人)、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。**3年間の取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、**同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。**
- 社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、**社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。**個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、**各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。**

### 施策の方向性

#### 《相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援》

##### ○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

- ・支援対象者が相談窓口を利用する流れづくり
- ・ハローワークに専門窓口を設置、専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援
- ・地方自治体の無料職業紹介事業を活用したマッチングの仕組みを横展開

##### ○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

- ・仕事や子育て等をつづけながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラム、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業等のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等の整備
- ・「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、受講を支援

##### ○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

- ・採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の推進
- ・各種助成金の見直し等による企業のインセンティブ強化
- ・採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例の横展開

##### ★民間ノウハウの活用

- ・就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果連動型の業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、取組を加速

#### 《個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援》

##### ○アウトリーチの展開

- ・潜在的な対象者に丁寧な働きかけ、支援情報を手元に届け、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行うため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能の強化、関係機関の連携促進

##### ○支援の輪の拡大

- ・断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の促進、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じた、当事者に寄り添った支援

※以上の施策に併せて、

- ・地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用促進
- ・官民協働スキームとして関係者で構成するプラットフォームを形成・活用し、就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成、一人ひとりにつながる戦略的な広報の展開
- ・被用者保険 (年金・医療) の適用拡大
- ・速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

# 重層的な社会的セーフティネットの確立に向けて

## ● 連合「要求と提言」

生活困窮者やその世帯の抱える課題は多様で複雑・複合的にからみあっている。

生活困窮者自立支援制度や改正社会福祉法に新設された「重層的支援体制整備事業」を中核とし、早期的・予防的な観点からの支援も含め、包括的かつ伴走的な支援を強化していくことが重要である。

## ● 孤独・孤立対策に関する有識者会議での発言

貧困や格差の拡大、人々の孤立が進めば、社会不安が広がり、治安の悪化など社会問題が深刻化し、結果として社会的コストが増大する。

すべての人が支え合い、共生できる活力ある持続可能な社会を実現することも、社会保障の役割に位置づけるべき。

困難に直面したときに、社会的孤立を防ぐため、社会保障や様々な資源を持ち寄って、原因を探り、必要な支援を行い、社会の一員として参加し、就労を目指すために、包括的で切れ目のないオーダーメイド型の支援によるセーフティネットが、全国に構築されることが重要となる。

**社会連帯と就労を基礎に支え合い、  
誰一人取り残されることのない共生社会の実現すべき。**

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関  
(令和4年4月1日時点) 国費3/4

- 〈対個人〉  
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能  
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- 〈対地域〉  
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

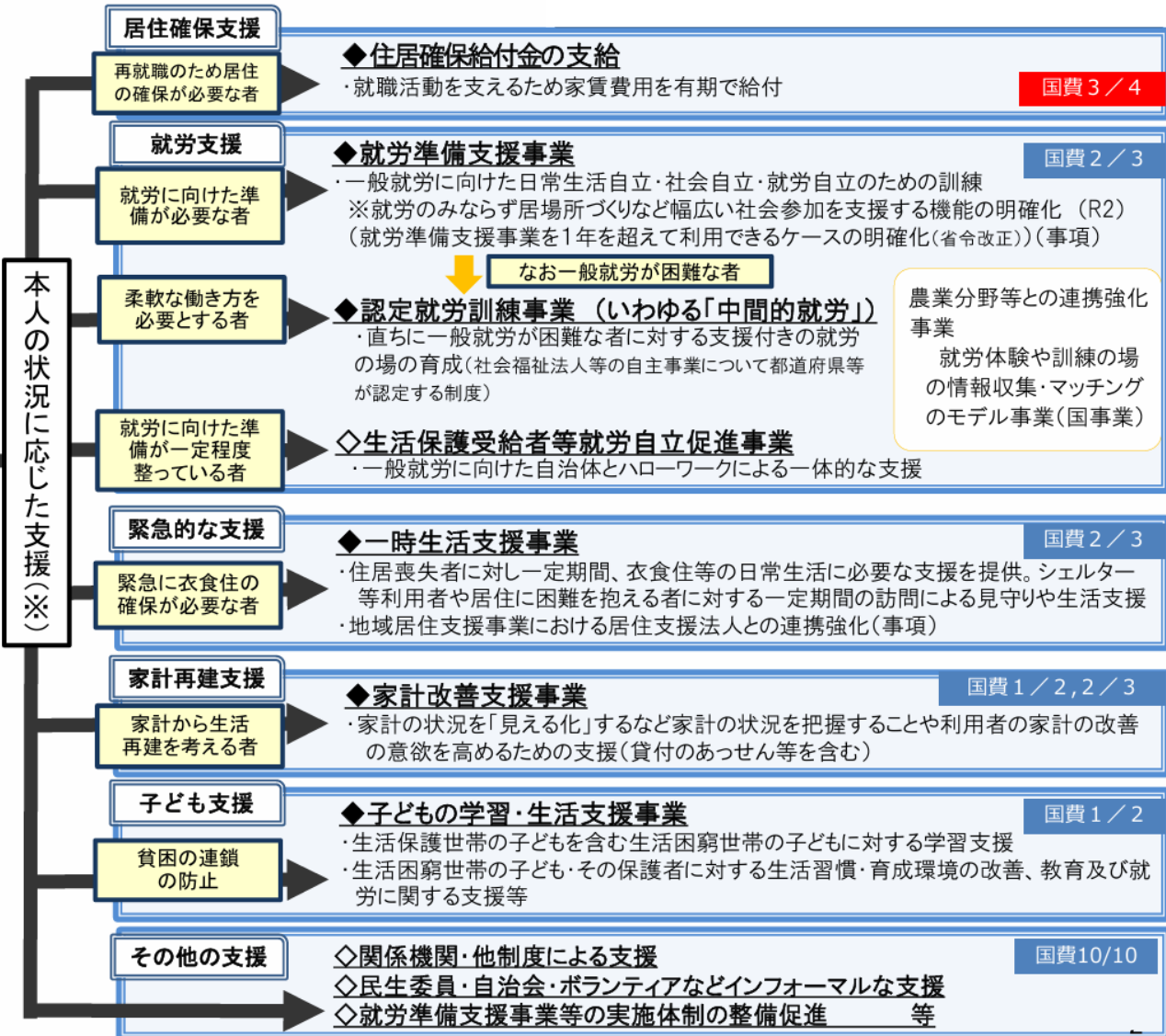
◆福祉事務所未設置町村による相談の実施  
・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実  
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業 国費1/2  
・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓 国費10/10  
・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

## 改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

### 2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

### 3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。  
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

## 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。